

サービス提供事業所の承認審査における模擬試験の省略に関する事項

改正規則

事業所承認規則

改正事項

サービス提供事業所の承認審査における模擬試験の省略に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 Z17 では、サービス提供事業所の承認手順について規定しており、その内容は既に本会規則にも取り入れられている。

ただし、本会規則では、サービス提供事業所の承認審査時に要求される模擬試験に関し、本会検査員の立会及び当該模擬試験の省略について規定している箇所があるが、上述の IACS 統一規則 Z17 との対応が不明確となっていた。

このため、鋼船規則等の総合的見直しの一環として、IACS 統一規則 Z17(Rev.14) との対応が明確となるよう、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) サービス提供事業所の承認審査における模擬試験に関し、本会検査員の立会を要求する旨の規定を削った。
- (2) 次に掲げるサービス提供事業所に関し、当該模擬試験の省略を認める旨の規定を削った。
 - (a) 板厚計測事業所
 - (b) 水中検査事業所
 - (c) 消防設備及び呼吸具の検査及び整備事業所
 - (d) 救命設備の整備事業所
 - (e) 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験事業所
 - (f) 塗装システムの認定試験事業所
 - (g) 救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細点検、作動試験、開放及び修理事業所
 - (h) 遠隔検査技術を用いた精密検査事業所

改正条項

事業所承認規則 3 編 2.5.1, 3.5.1, 4.5.1, 5.5.1, 6.5.1, 7.5.1, 8.5.1, 9.6.1, 10.4.1, 16.5.1